

住基ネット トピックス

やっぱり住基ネットは不参加継続を！

社会保険庁個人情報「のぞき見」 住基ネットから送信の本人確認情報は大丈夫？

昨年、女優や小泉首相をはじめとした閣僚や議員の社会保険保険料未納が話題になりました。それをきっかけに調査した結果、社会保険庁で大規模な個人情報の業務外閲覧（のぞき見）が発覚しました。

住基ネットの主な目的は、私たちの本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード=11桁の背番号）の、市区町村から国等への提供です。法律で提供してよいとされている事務は、当初93事務だったのが、2004年に電子申請を進めるための「行政手続オンライン化法」で264事務に拡大し、今年3月には275事務になるなど、なし崩しに広がっています。しかしそのうち実際に使われているのはごく一部で、じつに99%は年金事務のために送信されています。

その社会保険庁での個人情報漏洩です。職員の処分で済む問題ではなく、住基ネット利用そのものを見直すべきです。ところが国は来年からさらに拡大し、国民年金の生存確認で現在の「現況届」の郵送をやめて、住基ネットから社会保険庁に情報提供しようとしています。



朝日新聞 2005年12月5日

「公的個人認証」は住基ネットサービスの目玉のハズが 広がらない「電子申請」

電子政府 利用進まず

8割が「1%未満」

利用者が1%に達しないネット申請	利用者が1%未満	利用者が1%未満	
国民の確定申告	20000	0.264	6.5
国民年金の保険料徴収	9200	0.019	10
国民年金の保険料徴収	2100	0.732	10
国民年金の保険料徴収	1700	0	10
国民年金の保険料徴収	800	0	10
国民年金の保険料徴収	754	0	10

日経2005年11月18日

「住基ネットは住民サービス向上のため」と政府は説明してきました。しかし本格稼働して2年たっても、住基カードの利用は広がらず、「住民票写し広域交付」や「転入転出特例処理」の利用も低迷し、住民サービス向上に役立っていないことが、明らかになりました。そこで政府は「公的個人認証」での住基ネット利用が利便性の目玉だと、うたい文句を変えました。

「公的個人認証」とは、インターネットなどを使っでの電子申請の際に、本人確認や文書の改竄防止をする「電子証明書」を発行するものです。本来、住基ネットとは別の制度ですが、わざわざ住基ネットから情報提供するシステムにして、住基カードを利用するようにしています。

ところが、公的個人認証による電子証明書の発行枚数は、稼働して2年近くなるのに全国でわずか10万枚。電子申請利用も低迷しています。

住基カードを「本人確認」に使うのは危ない？あいつぐ偽造・不正取得

2003年8月に希望者への有料交付がはじまった住基カード。発行枚数は、政府の初年見込みの300万枚をはるかに下回り、1年たってもわずか36万枚、今年3月でも54万枚と低迷しています。その一方で、偽造・不正取得事件が発生しています。先日も神戸市で他人に成りすましての不正取得事件が明らかになりました。政府は写真付き住基カードが本人確認に使えると宣伝しています。しかし全国2000以上の市区町村が別のデザインで発行しているため偽造しても見破られにくく、しかも有効期間が10年と長くて発覚しにくく、偽造や不正取得の危険性の高いカードです。

住基カードの不正取得等について

- 住基カードの不正取得(なりすまし)について
  - ・住基基本台帳カードの取得に際して、第三者が本人になりすまして不正に取得した生(平成16年2月佐賀県鳥栖市、3月福島県相馬市等)
  - ・住基基本台帳法施行規則・事務処理要領の改正を行い、住基カードの交付の際の厳格化を通知(平成16年3月)
- 住基カードの券面記載事項の偽造・改ざんについて
  - ・住基カードの券面記載事項を偽造・改ざんし、携帯電話の契約を行った事件が発生(平成16年9月佐賀県伊万里市、10月東京都新宿区)
  - ・住基カードの再交付の際の厳格化を通知(平成16年8月)
  - ・警察等関係機関との連携強化について通知(平成16年9月)
  - ・券面の偽造・改ざん防止策について緊急に検討
- 住基カードの不具合について
  - ・日立製作所が販売した住基基本台帳カードにおいて、カード内の情報を読み取れない場合があることが判明(平成16年10月、関係市区町村26都道府県98市区町)
  - ・住基基本台帳カードの再交付(交換)が円滑に進むよう通知(平成16年10月)

総務省作成の資料より